

改正

平成23年3月23日告示第36号

佐久市児童遊園遊具設置等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童に健全な遊びを与え、健康の増進を図り、情操を豊かにするとともに、交通、水難等の事故から児童を守るため、区が行う児童遊園の遊具の設置、更新、補修又は撤去（以下「設置等」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費（以下「対象経費」という。）並びに補助率等は、次の表のとおりとする。ただし、撤去による収入がある場合、対象経費から当該収入に相当する金額を除くものとする。

補助事業	対象経費	補助率及び限度額
児童遊園遊具設置・更新事業	区が行う児童遊園の遊具の設置又は更新及び更新に伴う既存遊具の撤去に要する経費	2分の1以内。ただし、20万円を限度とする。
児童遊園遊具補修・撤去事業	区が行う児童遊園の遊具の補修又は撤去に要する経費。ただし、1万円以上の経費とする。	2分の1以内。ただし、4万円を限度とする。

2 補助事業は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 児童遊園遊具設置・更新事業 標準的設備としての遊具（ブランコ、砂場、滑り台、ジャングルジム等）の設置又は更新及び更新に伴う既存遊具の撤去を行うものであること。
- (2) 児童遊園遊具補修・撤去事業 児童遊園遊具設置・更新事業で設置し、又は更新した遊具で、区が管理しているものの補修又は撤去を行うものであること。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、児童遊園遊具設置等事業補助金（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 児童遊園遊具設置等事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 児童遊園遊具設置等予定地付近の略図
- (4) その他市長が特に必要と認めた書類

(補助事業の変更等)

第4条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる変更が生じたときは、速やかに市長に報告し、その承認を受けなければならない。

- (1) 対象経費の配分又は補助事業の内容のうち、当該児童遊園遊具の設置等の場所又は内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項各号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 対象経費の配分又は補助事業の内容のうち、当該児童遊園遊具の設置等の場所又は内容の変更 児童遊園遊具設置等事業計画変更承認申請書（様式第4号）
- (2) 補助事業の中止又は廃止 児童遊園遊具設置等事業中止・廃止承認申請書（様式第5号）

(実績報告)

第5条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、児童遊園遊具設置等事業実績報告書（様式第6

号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 児童遊園遊具設置等事業収支精算書(様式第7号)
- (2) 児童遊園遊具設置等事業報告書(様式第8号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、補助事業完了の日から20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれかの早い日とする。

(補助金の交付請求)

第6条 補助事業者が、補助事業の完了後補助金の交付を請求しようとするときは、児童遊園遊具設置等事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の児童遊園設置及び補修事業補助金交付要綱(平成13年佐久市告示第29号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成23年3月23日告示第36号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の佐久市児童遊園遊具設置等事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る補助金の交付について適用し、施行日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第3条関係)

様式第4号(第4条関係)

様式第5号(第4条関係)

様式第6号(第5条関係)

様式第7号(第5条関係)

様式第8号(第5条関係)

様式第9号(第6条関係)